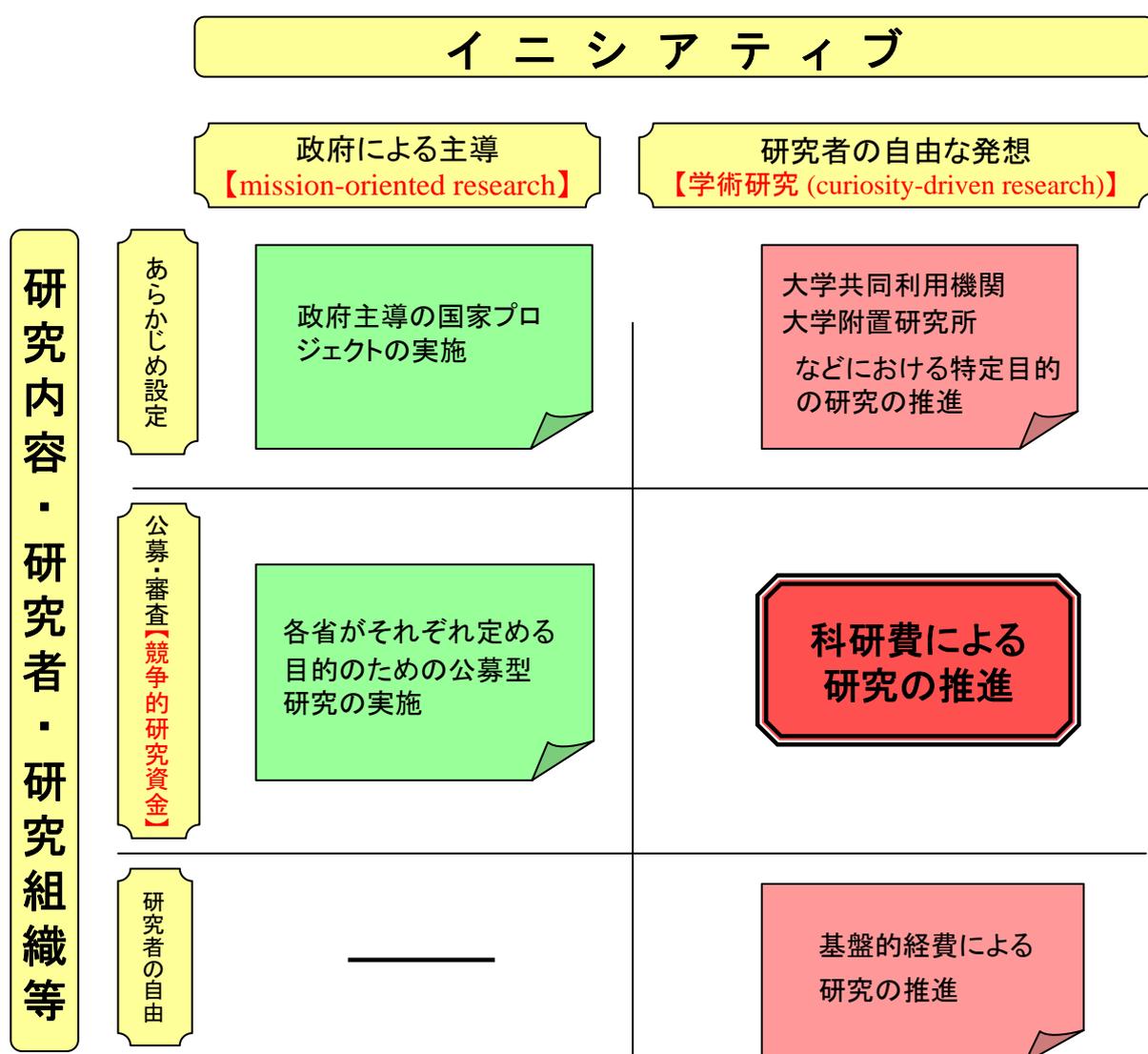


I 公募の概要

1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜政府による研究推進の分類と「科研費」の位置づけ＞



※ 科研費(1,895億円)は、政府全体の科学技術関係経費(約3.6兆円)の約5%、政府全体の競争的研究資金(約4,700億円)の約40%を占めています

2 研究種目

研究者に補助金が交付され、研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない)
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度)
基盤研究	1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 基盤研究(S) (期間5年、1課題 5,000万円以上1億円程度まで) 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (期間2年～4年) (応募総額によりA・B・Cに区分) (A) 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 500万円以上 2,000万円以下 (C) 500万円以下
萌芽研究	独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究 (期間1～3年、1課題 500万円以下)
若手研究	37歳以下の研究者が1人で行う研究 (期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分) (A) 500万円以上 3,000万円以下 (B) 500万円以下 (スタートアップ)研究機関に採用されたばかりの研究者が1人で行う研究 (期間2年、年間150万円以下)
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む。)が行う研究の助成 (期間3年以内)
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る (推薦制 期間5年)

3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省(現文部科学省)においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)への移管を開始しており、現在は、将来の完全移管に向けた過渡期にあります。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	応募・審査	交付
	(公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	(交付内定・決定通知を行う主体、交付申請書・各種手続書類等の提出先)
第1種科研費(この公募要領により応募を行うもの)		
特別推進研究 特定領域研究 特別研究促進費	文部科学省	文部科学省
第2種科研費		
萌芽研究 若手研究(A・B)	日本学術振興会	文部科学省
第3種科研費		
基盤研究 若手研究(スタートアップ) 特別研究員奨励費 学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

4 文部科学省が公募を行う研究種目のスケジュール

平成18年 9月	特別推進 研究	特定領域研究		特別研究 促進費
		継続の研究領域 終了研究領域	新規の研究領域	
	【各研究機関に公募要領送付】（9月上旬）			
11月	【提出期間】11月13日（月）～16日（木）		【応募者の所属する研究機関の担当者 による確認及び承認期限】11月16日（木） 【特定領域計画書（冊子）提出期間】 11月28日（火）～29日（水）	
平成19年 2月		審査		
3月		↓		
4月	審査	↓	審査	4月以降 ・応募受付 ・審査 ・交付内定 ・交付決定（送金）
5月	↓	交付内定		
6月	交付内定	交付決定		
7月	↓	（送金）	↓	
8月	交付決定 （送金）		交付内定	
			↓	
			交付決定 （送金）	

5 科研費に関するルール

(1) 科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「科学研究費補助金取扱規程」（文部省告示）等の適用を受けるものです。

(2) 科研費には、次の3つのルールがあります。

①応募ルール：応募・申請に関するルール

②評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価に関するルール

③使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

(3) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種科研費	文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程	文部科学省 【研究者向け】補助条件 【研究機関向け】科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第2種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査に関する規程等	日本学術振興会 【研究者向け】補助条件 【研究機関向け】科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第3種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査に関する規程等	日本学術振興会 【研究者向け】補助条件 【研究機関向け】科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等